

○松阪市防犯カメラ設置補助金交付要綱

平成 30 年 6 月 29 日
告示第 241 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域における自主的な防犯活動を推進するため、防犯対策の一環として自治会が実施する防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助することにより、防犯カメラの設置の推進を図り、もって、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とし、予算の範囲内で松阪市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松阪市補助金等交付規則（平成 17 年松阪市規則第 63 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的に常設されたカメラ本体及び録画装置をいい、次に掲げる機能を有するものをいう。

- (1) 公道又は公道に面した公園等公共空間を撮影するためのもの
- (2) 夜間撮影が可能なもの
- (3) 24 時間録画可能なもの

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、松阪市内の自治会（以下「自治会」という。）とする。ただし、1 自治会につき同一年度の申請は 1 回限りとする。

2 自治会は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 防犯対策を主目的としたもの
- (2) 防犯カメラの設置について、地域住民の合意が得られていること
- (3) 防犯カメラの設置に当たり、設置しようとする土地及び建造物の所有者又は管理者等の同意又は必要な許可を受けていること
- (4) 防犯カメラによる撮影について、当該撮影区域に公共用地以外の私有地の全部又は一部が含まれる場合、当該私有地の所有者等の同意が得られていること

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラ購入費
 - (2) 防犯カメラ設置工事費
 - (3) 防犯カメラが設置してあることを周知するプレート等の費用（カメラ 1 台につき 3 枚を上限とする。）
 - (4) その他設置に係る調査費用など
- 2 防犯カメラの使用に係る電気使用料や保守点検費用等の維持管理費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条第 1 項各号に掲げる補助対象経費の合算額に 2 分の 1 の補助率を乗じて得た額以内（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1 自治会当たり 10 万円を上限とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする自治会は、松阪市防犯カメラ設置補助金交付申請

書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、設置事業に着手する前に市長に提出するものとする。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 防犯カメラ設置事業（変更）計画書（様式第2号）
- (3) 設置場所及び撮影方向を示した地図
- (4) 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し
- (5) 地域承認証明書（様式第3号）
- (6) 設置同意願（様式第4号）の写し又は設置に係る許可証等の写し
- (7) 撮影範囲に含まれることの同意願（様式第5号）の写し
- (8) 防犯カメラ設置・運用規程
- (9) その他市長が必要と認めたもの

（補助金の交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、松阪市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第6号）により自治会に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、交付の決定に際し条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、松阪市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第6号の2）により自治会に通知するものとする。

（事業内容の変更等の申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた自治会は、補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。以下「変更等」という。）しようとするときは、変更等をする前に松阪市防犯カメラ設置補助金変更申請書（様式第7号。以下「変更申請書」という。）に第6条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更のない書類についてはこの限りでない。

（事業内容の変更等の承認）

第9条 市長は、前条の変更申請書を受理したときは、変更等の内容を審査し、相当と認めるときは、松阪市防犯カメラ設置補助金変更承認通知書（様式第8号）により、自治会に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 補助金の交付決定を受けた自治会は、防犯カメラ設置工事完了の日から30日以内に、松阪市防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支精算書（様式第10号）
- (2) 請求書及び請求内訳並びに領収書の写し
- (3) 設置場所の現況が分かる完成（納品）写真
- (4) 設置した防犯カメラにより撮影された画像データを印刷物として出力したもの
- (5) その他市長が必要と認めたもの

（完了検査の実施及び補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、施工状況を確認するため、完了検査を実施するものとする。

2 市長は、前項の完了検査により交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第11号）

により自治会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 自治会は、前条第2項の確定の通知を受けたときは、速やかに松阪市防犯カメラ補助金請求書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに自治会に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(遵守事項)

第14条 補助金の交付を受けた自治会は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及び松阪市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(平成30年松阪市告示第 号)に従い適切な運用及び維持管理を行うこと。

(2) 防犯カメラの稼働日から起算して5年間は、その設置及び運用を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 防犯カメラの運用を継続している間は、防犯カメラ運用報告書(様式第13号)を毎年度ごと、市長の定める時期までに提出すること。

(財産処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた自治会は、補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(同省令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間)を経過したときは、この限りでない。

2 自治会が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(検査等)

第16条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、自治会に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(終期等)

第17条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り、令和6年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

(書類の整備等)

第18条 自治会は、この補助事業に係る関係種類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

松阪市防犯カメラ設置補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

住 所
自 治 会 名
代 表 者
事 務 担 当 者
連 絡 先

年度 年度松阪市防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 完了予定 年 月

3 申請額 円

【算出基礎は防犯カメラ設置(変更)計画書(様式第2号)のとおり】

4 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 防犯カメラの設置場所及びその撮影方向を図示した地図
- (3) 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し
- (4) 地域承認証明書(様式第3号)
- (5) 防犯カメラ設置同意願(様式第4号)の写し又は設置に係る許可証等の写し
- (6) 防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願(様式第5号)の写し
- (7) 自治会防犯カメラ設置・運用規程

様式第2号（第6条関係）

自治会名:

防犯カメラ設置（変更）計画書

設置場所	(詳細は別図のとおり)
設置予定	年 月

事業収支計算

項目		金額	備考
収入の部			
	収入合計 (A)	円	
支出の部			
	支出合計 (B)	円	
収支差額 (A) - (B)		円	

補助対象額

市補助額の積算（千円未満切捨て）

(a) (B) × 1/2	円 (b)
1 自治会の上限補助額	円 (c)

(b)、(c) いずれか低い方が市補助額

市補助額	円
------	---

様式第3号(第6条関係)

地域承認証明書

年 月 日開催の において、下記の場所に、防
犯カメラを設置することについて承認されたことを証明します。

記

- 1 防犯カメラを設置する場所(詳細は別図のとおり)

年 月 日

住 所
自 治 会 名
代 表 者
事 務 担 当 者
連 絡 先

様式第4号（第6条関係）

防犯カメラ設置同意願

年 月 日

様

住 所
自 治 会 名
代 表 者
事 務 担 当 者
連 絡 先

下記のとおり貴殿所有の（建物・土地）に防犯カメラを設置することについて同意くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 (別添図面のとおり)
- 2 設置台数
- 3 設置時期 年 月 頃（工事期間 日間）
- 4 施工業者名

同意書

上記のとおり同意します。

月 日

(住所)

(氏名)

印

様式第5号(第6条関係)

防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願

年 月 日

様

住 所
自治会名
代表者
事務担当者
連絡先

下記のとおり防犯カメラの設置に伴い、貴殿の(土地・建物)の一部が防犯カメラの撮影範囲に含まれることについて同意くださるようお願い申し上げます。

また、土地・建物を賃貸等している場合は、貴殿より賃借人等へご説明いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 (別添図面のとおり)
- 2 設置台数
- 3 構造・規格
- 4 設置時期 年 月 頃(工事期間 日間)
- 5 施工業者名

同意書

上記のとおり同意します。

月 日

(住所)
(氏名)

印

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長

松阪市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松阪市防犯カメラ設置補助金につきまして
下記のとおり決定しましたので、松阪市防犯カメラ補助金交付要綱第7条の規定により通知
します。

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 支払いの時期

事業が終了し、実績報告書を受領の後、審査のうえ支払い

3 補助の条件

- (1) 補助事業の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難なときは、
速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- (5) この補助金の使途が、申請の目的に違反すると認めるときは、その補助金の
一部または全額の返還を命ずることがある。
- (6) 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出すること。

様式第6号の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長

松阪市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松阪市防犯カメラ設置補助金につきまして、当該事業は補助金を交付できないため、松阪市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき通知します。

不交付の理由

様式第7号（第8条関係）

松阪市防犯カメラ設置補助金変更申請書

年 月 日

（宛先） 松阪市長

住 所
自 治 会 名
代 表 者
事 務 担 当 者
連 絡 先

年度 松阪市防犯カメラ設置補助金について、下記のとおり変更申請します。

記

1 区 分

変更 ・ 中止

2 当初決定額（変更の場合のみ記載）

円

3 変更申請額（変更の場合のみ記載）

円

4 理由

5 添付書類

※変更の場合

変更後の事業計画書（様式第2号）

その他関係書類 _____

様式第 8 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

松阪市長

松阪市防犯カメラ設置補助金変更承認通知書

年 月 日付けて承認申請のあった松阪市防犯カメラ設置補助金
変更申請について下記のとおり承認したので、松阪市防犯カメラ設置補助金交付要綱第 9
条の規定により通知します。

- 1 区分 変更 ・ 中止 ・ 廃止
- 2 当初決定額 (変更の場合のみ記載)
円
- 3 変更申請額 (変更の場合のみ記載)
円
- 4 変更・中止・廃止の理由

様式第9号（第10条関係）

松阪市防犯カメラ設置補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松阪市長

住 所

自 治 会 名

代 表 者

事 務 担 当 者

連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった防犯カメラ設置補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 防犯カメラ設置にかかる精算額

【別添 防犯カメラ設置収支精算書(様式第10号)のとおり】

2 防犯カメラ設置工事の完了日

年 月 日

3 添付書類

(1) 事業の収支精算書(様式第10号)

(2) 請求書及び請求内訳、領収書の写し

(3) 設置場所の現況が分かる完成(納品)写真

(4) 設置した防犯カメラにより撮影された画像データを印刷物として出力したもの

様式第 10 号 (第 10 条関係)

自治会名：

防犯カメラ設置 収支精算書

設置場所	
------	--

事業収支計算

項 目		金 額	備 考
収入の部			
	収入合計 (A)	円	
支出の部			
	支出合計 (B)	円	
収支差額 (A) - (B)		円	

様式第 11 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

松阪市長

松阪市防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった松阪市防犯カメラ設置補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 _____ 円

様式第 12 号 (第 12 条関係)

松阪市防犯カメラ設置補助金請求書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

住 所
自 治 会 名
代 表 者
事 務 担 当 者
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった防
犯カメラ設置補助金について、下記の金額を請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2. 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座名義	ふりがな
口座番号	

様式第13号(第14条関係)

防犯カメラ運用報告書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

住 所
自 治 会 名
代 表 者
事 務 担 当 者
連 絡 先

年度中の状況について、以下のとおり報告します。

1	設置場所	
2	運用台数	
3	保守点検、修理の有無	有 無 ※有の場合、その日付、内容など
4	外部提供の有無	有 無 ※有の場合、その日付、内容など
5	防犯カメラ管理責任者	住所 氏名 電話番号
6	備 考	

防犯カメラの設置場所を変更した場合は、設置場所を明記した図面などを提出していただく必要があります。